

2018年12月26日
SMBC日興証券株式会社

調査委員会の調査報告書の公表と当社の対応について

先般、当社元社員が、金融商品取引法違反(内部者取引規制違反)で大阪地方裁判所に起訴されたことにつきましては、重く受け止めており、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、本年11月29日に設置した調査委員会(委員長:青沼隆之、前名古屋高等検察庁検事長・弁護士)の調査報告書を今般受領いたしました。

当社は、かかる事態を真摯に受け止め、調査報告書をふまえた改善策を策定いたしました。今後、改善策の着実な履行を通じて、より一層の内部管理態勢の強化を図り、お客様をはじめ関係者の方々からの信頼回復に全社をあげて努めてまいります所存です。

添付資料

- ・ 調査報告書要旨
- ・ 当社の対応について

以 上

平成30年12月25日

SMB C日興証券株式会社 御中

調 査 報 告 書 要 旨

調査委員会

委員長 青 沼 隆 之

委員 大 木 丈 史

委員 井 上 明

目 次

第1	本件調査の概要.....	1
1	調査委員会設置の経緯.....	1
2	本件調査の目的	1
3	調査委員会の構成.....	1
4	調査期間と調査方法	1
5	本委員会の開催状況	2
6	本件調査の限界に係る留保	2
第2	本件調査によって判明した事実関係.....	2
1	事実関係の解明における問題点とその方向性.....	2
2	A が本件 TOB 情報を取得した経緯.....	3
3	A が本件 TOB 情報を伝達した経緯.....	3
4	日興証券におけるインサイダー取引防止のための内部管理態勢の整備状況.....	3
5	A を特定専門社員（投資銀行業務）として採用し投資銀行部に配属した経緯.....	5
6	A の投資銀行本部における担当業務の内容等	6
7	日興証券におけるインサイダー取引防止のための研修の状況.....	6
8	組織的関与及び A 以外の役社員による本件類似行為の有無	6
9	過去のインサイダー事実に係る改善報告により整備した防止体制の内容	7
第3	本件情報取得及び情報伝達の原因分析	7
1	本件の特徴.....	7
2	原因の分析と検討.....	7
第4	改善策の提言	9
1	経営理念及び法令遵守，職業モラルの再徹底.....	9
2	人事管理及び研修の強化.....	9
3	情報管理態勢の更なる充実	10

第1 本件調査の概要

1 調査委員会設置の経緯

SMBC 日興証券株式会社（以下「日興証券」という。）の元社員である A は、2018 年 11 月 29 日、その知人である B とともに金融商品取引法違反の容疑で逮捕され、同年 12 月 19 日、同法違反の事実で起訴された。公表された起訴に係る公訴事実の要旨は、以下のとおりである。

A は、日興証券の他の従業員らが、甲社との契約の締結に関し知った、甲社が乙社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の事実を、同証券の従業員として、その職務に関し知ったもの、B は、A の知人であるが

- ① B は、A から、本件公開買付け実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前である平成 28（2016）年 7 月 28 日から同年 8 月 3 日までの間、B 名義で乙社株券合計 29 万 6000 株を代金合計約 5326 万円で買い付けた。
- ② A は、あらかじめ乙社の株券を買い付けさせて利益を得させる目的で、同事実の公表前である同年 7 月 27 日頃、B に対し、同事実を伝達し、①のとおり、同人が同人名義で乙社株券を買い付けた。

日興証券は、証券取引等監視委員会による本件金融商品取引法違反事実の調査等に協力していたが、2018 年 11 月 29 日に前記 A 及び B の両名が大阪地方検察庁に逮捕されたことから、同日、本調査委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

2 本件調査の目的

本件調査の目的は、①A による乙社株の公開買付（以下「本件 TOB」という。）事実に関するインサイダー情報の取得経緯等の事実関係の解明、②本件の原因分析、③再発防止策の提言である。

3 調査委員会の構成

本委員会の構成は以下のとおりである。

- 委員長 青沼隆之（弁護士・前名古屋高等検察庁検事長）
- 委員 大木丈史（弁護士・元検事）
- 委員 井上 明（日興証券常務取締役・内部管理統括責任者）

なお、本委員会は、16 名の役員及び社員（以下、役員及び社員のことを「役社員」という。）によって構成される事務局を設置するとともに、3 名の外部弁護士（政木道夫、深山美弥、齋藤亮太）を補助者として起用し、本委員会の補助をさせた。

4 調査期間と調査方法

- (1) 本件調査の調査期間は、2018 年 11 月 29 日から同年 12 月 25 日までである。
- (2) 本件調査の調査方法は、以下のとおりである。

ア 関係資料の精査

本委員会は、日興証券に係る各種規程類、同社で使用する電話の通話履歴、送受信電子メールの内容・パソコンの操作ログ・インターネットのアクセスログ等の電子データ、採用・配属に関する人事関連資料、コンプライアンス研修用資料等の関係資料を精査した。

なお、本件調査では、関係当局に電子データを提供していることからデジタルフォレンジックは実施していない。

イ 関係者のヒアリング

本委員会は、日興証券役社員 35 名、その他関係者 1 名、合計 36 名に対するヒアリングを実施した（合計 52 回）。

ウ 実査

本委員会は、2018 年 12 月 3 日、投資銀行本部の実査を行った。

エ アンケート調査及び内部通報窓口の設置

本委員会は、2018 年 12 月 7 日から同月 21 日までの間、本件情報漏洩等が発生した原因等に関するアンケートを実施するとともに、本件類似事例の有無を調査するため、社内に設置された内部通報窓口とは別に、本委員会あての内部通報窓口を設置した。

5 本委員会の開催状況

本委員会は、2018 年 11 月 30 日から同年 12 月 25 日まで、合計 8 回の委員会を開催した。

6 本件調査の限界に係る留保

本委員会は、本件調査の目的を達成するために必要と認めた調査を行ったが、限られた期間で任意の調査を行ったものである上、関係当局の捜査・調査中に調査したものであって、その捜査・調査を優先させざるを得ず、A 及び B のヒアリングを行うことができなかったという制約がある。したがって、今後、本委員会が収集した以外の資料や刑事事件の証拠等、新たな資料が顕出されることにより本件調査の事実認定が変更される可能性がある。

第 2 本件調査によって判明した事実関係

1 事実関係の解明における問題点とその方向性

本件調査には一定の限界があるが、A が、どのようにして本件 TOB 情報を取得したのかなどの事実経緯を解明しない限り、有効な原因分析及び再発防止策の提言は困難である。そこで、本委員会は、日興証券に残された電子データ等の資料から、可能な限り、本件情報漏洩事実の推認を試みた。

なお、本件は公判前の事案であることから、本委員会が認定した漏洩に関する詳細

な事実関係、認定に用いた資料及び推認の根拠等は、本要旨には記載しないこととする。

2 Aが本件TOB情報を取得した経緯

日興証券は、2016年（以下、年の表示を省略したものは2016年中の出来事である。）

4月、甲社から、本件TOBのファイナンシャルアドバイザー業務等の依頼を受け、投資銀行部の社員を中心にプロジェクトチームを組成して業務を遂行した。

本件TOBは8月3日に公表され、甲社は、8月4日に乙社のTOBを開始し、10月5日に完了した。

Aは、2015年4月に入社し、同年8月に投資銀行部に配属された新人社員であり、本件TOBのプロジェクトメンバーではなかったが、部内で共有されていた断片的な情報を基に積極的にTOB情報を探索し、7月下旬、本件TOB情報を取得した。

3 Aが本件TOB情報を伝達した経緯

Aは、本件TOBの公表前、私物の携帯電話等で連絡をとり、本件TOBの情報をBに伝達したものと考えられる。

公表された起訴事実からすると、その後、Bは乙社の株券を買い付けたものと思われるが、日興証券の口座を利用した買い付けはなかった。

4 日興証券におけるインサイダー取引防止のための内部管理態勢の整備状況

(1) 客観的な整備状況

ア コンプライアンス態勢の整備

日興証券は、コンプライアンスを経営の最重要事項の一つとして位置付けており、経営会議の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置している。また、原則としてすべての部室内に内部管理責任者を設置するとともに、日興証券役社員の行動規範としてコンプライアンス規程やコンプライアンスマニュアル等を設けている。

イ 不公正取引の禁止と法人関係情報の管理

(ア) 不公正取引の禁止

日興証券では、役社員が証券取引を行う場合のルールとして、従業員口座取引規程及び役員口座取引規程を定めており、口座開設や取引の制限について細かく規定している。また、法人関係情報を取得する可能性が高い法人関係部門（以下「プライベートサイド」という。）に所属する役社員については、通常の役社員より厳格な規定を定め、売買制限銘柄や売買制限期間を設けている。

(イ) 法人関係情報の管理

日興証券では、売買管理部が法人関係情報を統括して管理しており、内部者取引管理規程において、法人関係情報の定義、法人関係情報の管理方法、禁止行為等を規定している。また、内部者取引管理規程をより実効的に機能させるため、プライベートサイド

とパブリックサイド（プライベートサイド以外の部署）を分離し、法人関係情報の取得時の報告や伝達制限の管理方法を定め、両者の間に厳格な情報障壁（チャイニーズウォール）を構築するなどして、不公正取引の未然防止を図っている。

日興証券における法人関係情報の管理態勢は、概要以下のとおりである。

① 法人関係情報取得時の報告

役社員は、その業務に関連して法人関係情報を取得したときは、直ちに、売買管理部法人関係情報管理課の法人関係情報管理システム（以下「CIMS」という。）を通じて法人関係情報の取得を部室店長及び売買管理部長に報告し、その承認を得なければならない。

CIMS 登録が必要な者は、①各案件の担当者、②①以外で業務上の必要性から情報を伝達された者である。また、例えば法人関係情報を含んだメールの誤送信が発生した場合、その受信者は CIMS の関与者としては登録されないが、知り得る可能性のある者（Deem to know）として売買管理部に管理されている。

② 取得した法人関係情報の管理

役社員は、その業務に関して法人関係情報及び法人関係情報になり得るような情報（以下「法人関係情報等」という。）を取得したときは、厳重に管理しなければならない。法人関係情報等が記載された電子ファイルについては、パスワードを設定し、アクセス権を制限する措置等を講じて容易にアクセスできない方法をとる等、たとえ同一部内であっても、「Need to Know の原則」を徹底し、当該法人関係情報が業務上不必要な者に伝わらないよう管理している。

③ 伝達制限とオーバー・ザ・ウォール申請

役社員は、業務上正当な理由により必要とする場合を除き、法人関係情報を他の役社員又は社外の第三者に伝達することを禁止されている。また、業務上必要な理由により法人関係情報をパブリックサイドの役社員や社外の第三者に伝達する必要がある場合には、事前に売買管理部長に申請し、承認を得る必要がある。

④ 法人関係情報の不必要な取得行為の禁止

役社員は、業務上正当な理由なく、他の役社員又は社外の第三者から法人関係情報等を取得しようとすることを禁止されている。

⑤ 法人関係情報に関する法令違反及び社内規程違反

役社員が、法令または社内規程等に反して、インサイダー取引に関与、若しくはインサイダー取引につながる情報を正当な事由なく第三者に漏洩したときは、原則として懲戒解雇とする。法人関係情報の管理の重要性は、研修等を継続的に反復するなどして、周知を徹底している。

⑥ 法人関係情報管理強化部会

コンプライアンス委員会の下部機関としてコンプライアンス担当を部会長とした法人関係情報管理強化部会を設置し、定期的に法人関係情報に関する制度、他社事例

等について協議し、法人関係情報管理に関する施策の策定を行っている。同部会で協議した内容は、コンプライアンス委員会に報告され、取締役会及び経営会議に報告され、経営陣の関与を強めている。

ウ モニタリング等

(ア) 法人関係情報に関するモニタリング

売買管理部は、日興証券社内で利用されているアウトルックメール、ブルームバーグメール及びチャット、活動記録等のモニタリングを実施し、不必要な法人関係情報の伝達が行われていないか、法人関係情報を詮索するなど不適切な行為が行われていないかなどを確認している。

(イ) 社外送信メールのモニタリング

投資銀行部の内部管理責任者は、担当投資銀行部員の社外送信メールの内容を事後的に確認し、法人関係情報等の不必要な漏洩があるかなどの確認をしている。

(ウ) 入退室の管理

投資銀行本部の執務室の扉は、IDカードによるアクセス制限が設定されている。

(2) 本件時の内部管理態勢の運用状況

ア モニタリング・オフィスチェック

投資銀行部の内部管理責任者は、同部社員のメールのモニタリングやオフィスチェック業務等を行っていたが、Aによる法人関係情報の漏洩は発見されなかった。メール等のモニタリングは、売買管理部も実施していたが、結果は同様であった。法人関係情報等を含んだファイルは共有フォルダには格納しないルールであったため、共有フォルダ内はモニタリングしていなかった。

また、内部管理責任者は、オフィスチェックにおいて、Aのデスクが雑然としていたことなどから複数回注意をしたが、法人関係情報に関する資料が放置されていたわけではない。

イ 社員の私物携帯電話等

売買管理部や内部管理責任者は、貸与パソコンや携帯電話のモニタリングを実施しているが、社員の私物のパソコンや携帯電話のモニタリングは実施していない。

5 Aを特定専門社員（投資銀行業務）として採用し投資銀行部に配属した経緯

(1) Aの経歴、志望動機等

Aは、大学院卒であり、2015年4月1日、日興証券に特定専門社員（高い業務遂行能力が見込まれる社員に適用される制度）として入社した。

(2) 面接時の評価等採用状況、投資銀行部に配属した経緯

ア 面接時の評価等採用状況

日興証券の新卒採用は、総合職採用を基本としつつ、投資銀行本部を含む5部門で部門別採用を行っている。Aについては、書類選考後、異なる面接官による面接を複数

回実施し、その後、人事部が最終面接を実施して採用された。

また、人事部における応募者の調査として、適性検査、反社会的勢力や犯罪歴の調査等を行ったが、Aは、不適格と判断されることはなかった。

イ 投資銀行部に配属した経緯

Aは、大学院の専門性を活かせる投資銀行部を第一志望とした。投資銀行本部は、2015年8月3日からAを同部に配属した。

6 Aの投資銀行本部における担当業務の内容等

(1) Aの担当業務の内容

投資銀行本部は、その業務に応じて5つの肩書きを社員に付しており、入社から概ね3年目までの社員はファイナンシャル・アナリストに位置付けられ、顧客等に対する提案資料の作成等を行っている。Aは、配属以降、ファイナンシャル・アナリストとして上記業務に従事していた。

(2) 業績及び勤務態度

2015年度のAの年度評価（最終評価）は、上位の評価であった。勤務態度等の評価は総じて高く、法令違反や社内規程違反等の可能性に触れたものは見当たらない。

7 日興証券におけるインサイダー取引防止のための研修の状況

(1) インサイダー取引防止のための研修状況

日興証券では、役社員に対して、法人関係情報の適切な管理やインサイダー取引の未然防止等をテーマとした研修を反復継続的に実施することで、市場仲介者としての社会的責任を自覚させ、法令諸規則及び社内規程の周知徹底を図っている。当該研修は、Aが在籍した2015年4月1日以降2017年3月24日まで合計11回実施されており、Aはいずれも受講した。

(2) Aに対する研修の状況と誓約書の提出

Aは、研修を全て受講し、日興証券に対し、誓約書を差し入れている。

8 組織的関与及びA以外の役社員による本件類似行為の有無

(1) 本件買付事実に関する日興証券関係者による乙社株式売買の有無

本委員会では、2016年7月の本件TOBのプロジェクトの関係者らについて、社内外受発信メール、パソコン操作ログ、印刷ログ、入退室ログ等の記録を精査し、情報漏洩の有無を調査したが、本件について日興証券による組織的な関与を示す事実や、A以外の役社員による乙社株式売買に関するやり取りは確認されなかった。

(2) 本件類似行為に関するアンケート・内部通報実施結果

本委員会では、日興証券による組織的な関与の有無、他の役社員による本件類似事案の有無を調査するため、①全役社員を対象としたスマートアンケートによる調査、②内

部通報窓口を開設して全役社員向けに広く情報提供の募集をそれぞれ実施した。

ア アンケート

故意に法人関係情報を第三者に漏洩した場合に解雇・解任等の処分等を受ける可能性に関する設問につき、休職・出向中等の社員 479 名を除き回答を得た 10,359 名（回答率 95.58%）全員が、可能性があることを理解している旨回答した。

また、役社員の法令違反等の可能性が疑われる事例を知っているかとの設問に対しては、合計 22 名から肯定する旨の回答があった。そこで、これらの者に対してヒアリング等を行ったが、既に判明している事例のほかは、過去のうわさや個人的印象にすぎず、日興証券による組織的な関与を示す事実や、本件に類似する事案は確認されなかった。

イ 通報窓口による情報提供の募集

本委員会が設置した本委員会直通の通報窓口には、類似事案に関する通報はなかった。また、本件調査中、社内の通報窓口にも通報はなかった。

9 過去のインサイダー取引規制違反事実に係る改善報告により整備した防止体制の内容

日興証券では、2012 年 8 月、銀行からの出向者であった元執行役員がインサイダー取引に関与したとして逮捕された事案に関する社内調査を受け、下記項目の再発防止策を策定した。

- (1) 証券業務未経験役社員への法人関係情報管理を含む法令遵守意識の徹底
- (2) 中途入社（出向者を含む）の執行役員以上の役員登用手続の明確化
- (3) 役員の行動管理
- (4) 出向者の不芳情報に係る情報共有
- (5) インサイダー取引防止への更なる意識付けの強化

第 3 本件情報取得及び情報伝達の原因分析

1 本件の特徴

本件の特徴は、①同一部内のプロジェクトメンバーではない社員が法人関係情報を取得できたこと、②不公正取引を敢行する意思で、部内共有されていた断片的な情報を基に積極的に探索し、非公開の案件情報を取得したこと、③新卒採用後 1 年 3 か月余りの新人社員による行為であったことなどである。

2 原因の分析と検討

(1) 内部管理態勢の検討

ア 日興証券では、法人関係情報の管理態勢を相当程度構築し、モニタリングによる監視態勢も充実していると評価できる。しかも、過去の不祥事を教訓にしてその管理態勢を

順次強化している。

しかし、A が、法人関係情報を悪意をもって積極的に探索して取得したことからすると、日興証券の組織全体あるいは各部門間の法人関係情報管理態勢とは別に、同一部内のプロジェクト担当社員とそれ以外の者との間における情報管理をより徹底すべきであった。

イ 法人関係情報については、個社名を使用せず、案件及び関係会社にはプロジェクトネームやコードネームを使うなど、相応の情報管理がなされており、また、可能な限り会議室を使用し、部内での会話や電話では個社名は出さない取扱いになっていたが、ごく一部において徹底されていなかった可能性がある。

(2) A の採用・配属の検討

日興証券は、A の採用にあたり、異なる面接官による複数回の面接を通して評価し、コンプライアンス意識の測定も含めた適性検査等も行ったが、総じて高い評価で採用に至った。また、その後の A の評価内容等からも、A の悪意を見抜くことはできなかった。さらに、A を投資銀行部に配属したことが不合理とはいえない。しかし、どれほど優秀な学歴であっても、新卒採用者には、証券会社社員に求められる厳しい職業倫理観が備わっているとは限らない。採用では、職業倫理観を業務遂行能力に優先させるほか、採用後の倫理研修をより深化させて倫理観の一層の醸成を図る必要がある。

(3) 勤務状況の把握における検討

A の勤務状況については総じて評価が高く、本件情報漏洩等の予兆となる不審な行動は発見されなかった。しかし、本調査において、A には、業務上必要とはいえないフォルダへのアクセスやインターネット検索の履歴が数多く発見された。また、内部管理責任者のデスクチェックでは、A の引出施錠漏れや机上の未整理という問題点も発見・指摘されていた。このような社員の日常業務態度を慎重に見ることによって、社員の情報管理に対する意識の高低についてもある程度は把握できるものと思われる。

(4) A に対する教育・研修の検討

A は、2015 年 4 月の新入社員研修を始めとして、インサイダー取引規制、法人関係情報管理、職業倫理等に関する研修を受講し、法令・社内規程に関する知識やインサイダー取引への加担が発覚した場合の厳罰についても確認テストを受けている。ただし、悪意のある社員を前提とするなら、インサイダー取引はどのような隠蔽手段を講じても必ず痕跡が残り、捜査・調査当局によって容易に発見、検挙される犯罪であり、しかも、インサイダー取引規制違反等に及んだ場合は厳しい刑罰その他の不利益を受けることをより強調することも必要であった。

(5) 過去案件に基づき行ったインサイダー取引防止態勢でも本件を防止できなかった点の検討

日興証券は、2012 年 8 月、元執行役員がインサイダー取引に関与した事案を受け、再発防止策を実施した。これに対して、本件は、担当外の社員が、部内における法人関

係情報管理態勢の隙を突いて、法人関係情報を悪意をもって探索して取得し、伝達した事案であり、前記過去案件とはその地位や背景事情、情報取得の経緯が異なるため、当時の再発防止策が活かされなかったことはやむを得ない。

第4 改善策の提言

これまで見てきたとおり、本件が、不公正取引を敢行する意思をもって、担当外の法人関係情報を自ら探索するような社員による犯行であった点からすると、いわば、社内に悪意の役社員が存在する可能性のあることをも想定し、より徹底した改善策を実施せざるを得ないのではないかと考える。そして、社内規程の改正や新たなツールの開発に止まらず、経営トップが主導し、二度とこのような不心得者を出さないという決然とした意思を示し、徹底した指導を行うなどして、何よりも役社員の職業倫理の確立を目指すべきである。そうして初めて市場からの信頼を回復できると考える。以下、本件調査を踏まえて、改善策を提言する。

1 経営理念及び法令遵守、職業モラルの再徹底

(1) 経営理念の再徹底等

経営トップから、経営理念に基づいた行動、職業倫理の確立が最も重要である旨を役社員に対して再徹底するとともに、全社をあげて若手を含む社員と経営陣とのコミュニケーションを繰り返し、職業倫理とプロフェッショナル意識を企業文化にまで定着させる。

(2) 社員指導の重要性についての再確認

役員及び部長、管理職が、それぞれの部下に対して、日常業務のみならず、日々の業務で目が届く範囲において、日常業務以外での意識・態度なども含めて指導することの重要性を再度確認する。

2 人事管理及び研修の強化

(1) 採用方法の一層の充実及び配属運営の徹底

採用に関しては、職業倫理観等を業務遂行能力に優先し、職業倫理観の確認方法などについて一層の充実を図る。また、M&A アドバイザリー業務を担当する部門の採用者に関しては、入社時の研修において「法令遵守と職業モラルの確立」に関する研修のメニューをより深化させた上で、職業倫理観の醸成を図る。

(2) インサイダー取引防止に関する研修の強化

インサイダー取引防止に関する研修について、以下の項目についての更なる意識付けを図る。

ア 就業規則ではインサイダー取引行為への関与者は懲戒解雇処分となるほか、会社が被った損害について全額損害賠償すること。さらに、刑罰、課徴金、家庭への影響、世

間の批判など極めて厳しい制裁があること。

イ 役社員は、業務上正当な理由がないにもかかわらず、法人関係情報を伝達してはならず、情報を取得しようとしてはならないこと。無用な情報伝達や取得を行わないことが、会社のみならず、役社員及びその家族等を守ることになること。

ウ インサイダー取引は、証券取引等監視委員会、自主規制機関及び証券会社等により厳重に監視されており、必ず発覚するものであること。

(3) 誓約書の徴求頻度の変更

現在、年1回実施しているインサイダー取引防止に係る「誓約書」の提出回数を増やし、意識付けを強くする。

3 情報管理態勢の更なる充実

(1) 案件情報管理の徹底とモニタリングの充実

公表前の TOB 案件情報等、いわゆる非公開の機密情報については、当該案件に関与している役員内に限定する、いわゆる案件情報管理をより一層徹底するほか、案件管理資料の保管、閲覧制限に関する定期的なモニタリング及び必要に応じたアクセスログ等の検証を行う。

(2) 案件情報管理に対する設備の拡充

案件情報管理をより充実させることを目的として、会議に活用できる個室の増加等の設備の拡充、プリンタの入れ替え(印刷を制御することにより印刷物の放置を防止)、パソコン画面へのプライバシーフィルタの貼布などの機器の拡充を図るとともに、機密情報管理のため、必要に応じてモニターカメラを設置する。

(3) 改善策の実施状況及び効果の検証等

前記改善策につき、その実施状況と効果検証を行うため、関係部署において自主点検を実施するとともに、これをコンプライアンス部門が一定の頻度で厳格に検証する。加えて、監査部門においても、コンプライアンス部門における検証を含め自主点検態勢の有効性を検証する。

以上

当社の対応について

1. 本件を踏まえた改善策

(1) 経営理念の再徹底、職業倫理の確立及び社員指導

① 経営理念の再徹底等(実施時期:2019年1月以降順次)

- (i) 経営トップから経営理念に基づいた行動、職業倫理の確立が最も重要である旨を役社員に対して再徹底する。
- (ii) 経営理念で明示している「健全な金融仲介機能を果たし、市場・社会の発展に貢献する」ことを共通の価値観として、若手を含む社員と経営のコミュニケーションを繰り返し、職業倫理とプロフェッショナル意識を企業文化に定着させる。
- (iii) 上記取組みの一環として、現場と経営の双方向の会話を通じて全社的な一体感の向上につなげることを目的として定期的に開催しているタウンホールミーティングにおいても、経営理念に基づいた行動、職業倫理の確立が経営の最重要課題であることを継続的に共有する。

② 社員指導の重要性についての再確認(実施時期:2019年1月予定)

役員及び部長・管理職が、それぞれの部下に対して、日常業務のみならず、日々の業務で目が届く範囲において日常業務以外での意識・態度等も含めて指導することの重要性を再度確認する。

(2) 人事管理及び研修の強化等

① 採用・配属プロセス等の一層の充実(実施時期:2019年4月予定)

採用に関しては、職業倫理観等を業務遂行能力に優先する。また、職業倫理観の確認プロセス等について一層の充実を図る。

尚、ホールセール部門の新卒採用者に関しては、入社時の研修において「法令等遵守と職業倫理の確立」に関する研修のメニューをより深化させた上で、一定期間(3~4ヶ月)の研修の後に配属する運営とする。

② インサイダー取引防止に関する研修の強化(実施時期:2019年1月以降順次)

インサイダー取引防止に関する研修について、コンテンツ(職業倫理等を含む)の見直しを行い、特に以下の項目について更なる意識付けを図る。

- (i) 当社の就業規則において、インサイダー取引行為、関与については懲戒解雇処分のみならず、当該取引行為、関与に基づき当社が被った損害について全額損害賠償請求することになっていること。

- (ii) 違反行為者には懲戒解雇処分、損害賠償が課せられるのみならず、刑罰、課徴金、家庭への影響、世間の批判等極めて厳しい制裁があること。
- (iii) 役社員は、業務上正当な必要性がないにもかかわらず、法人関係情報を伝達してはならないこと、加えて役社員は、業務上正当な必要性がないにもかかわらず、法人関係情報を取得しようとしてはならないこと。無用な情報伝達、入手を行わないことが社員及び会社を守ることになること、且つ家族や友人を犯罪に引きずり込まないことになること。
- (iv) インサイダー取引は証券取引等監視委員会、自主規制機関及び証券会社等により厳重に監視されており必ず発覚すること。

③ 誓約書の徴求頻度の変更(実施時期:2019年4月予定)

現在、年1回実施しているインサイダー取引防止に係る「誓約書」の徴求を年2回に変更する。

(3) 情報管理態勢の更なる強化

① 案件情報管理に関するモニタリングの強化(実施時期:2019年1月予定)

M&Aアドバイザリー業務の案件情報管理における「非公開の機密情報については、当該案件に関与している役社員内にとどめる」ことに関して、案件情報管理をより一層徹底するほか、案件管理資料の保管、閲覧制限に関する定期的なモニタリング及び必要に応じたアクセスログ等の検証を行う。

② 案件情報管理の為の設備拡充(実施時期:2019年1月以降順次)

M&Aアドバイザリー業務における案件情報管理をより充実させることを目的として、プリンタの入れ替え(プリントアウトの制御により放置を防止)、会議活用を目的とした個室の内部設備の増強、パソコン画面へのプライバシーフィルタの貼布等の設備拡充を図るとともに、必要に応じてモニターカメラを設置する。

③ 案件情報管理に関する自主点検(実施時期:2019年4月予定)

上記、案件情報管理に関する改善策について、その実施状況と効果検証を行う為、M&Aアドバイザリー業務を担当する部署において自主点検を行う。同時にコンプライアンス部門が、当該自主点検のレビューを厳格に且つ一定の頻度で実施し、その検証を行う。また、監査部門においても、コンプライアンス部門における検証も含め当該自主点検態勢の有効性を検証する。

2. 社内処分

代表取締役会長	久保 哲也	役員報酬 20%の減給	2 ヶ月
代表取締役社長	清水 喜彦	役員報酬 20%の減給	2 ヶ月
その他役員 2 名		役員報酬 5%～10%減給	2 ヶ月

以上